

社会福祉法人山輝会

評議員及び役員の報酬等に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人山輝会（以下「法人」という。）定款第 9 条及び第 23 条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第 2 条 この規程において使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう
- (2) 役員等とは、評議員及び役員をいう
- (3) 報酬等とは、職務執行の対価及び退職礼金をいう

(役員等の報酬等)

第 3 条 この法人は、定款第 9 条及び第 23 条に定めるところにより、役員等に対して職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

2 役員等が、この法人に係る職務を執行したときは、次の各号に掲げる区分に応じ、その対価として別表 1 及び別表 2 に定める額に基づき報酬を支給する。

- (1) 評議員会または理事会への出席
- (2) 監事の監査等の職務

3 前項の規定に基づき評議員へ支給する年間報酬総額は、定款第 9 条に規定する 50 万円を超えないものとする。

4 2 項の規定に基づき理事へ支給する年間報酬総額は、50 万円を超えないものとする。

5 2 項の規定に基づき監事へ支給する年間報酬総額は、50 万円を超えないものとする。

(職員を兼務する理事の報酬、退職礼金等)

第 4 条 職員を兼務する理事の報酬等については、前条の規定にかかわらず支給しないものとする。

2 退職礼金については別に定める評議員及び役員退職礼金規程による。

(支給方法)

第 5 条 役員等に対する報酬等は、評議員会、理事会への出席、監事監査の都度、直接本人に支給するものとする。

2 職務を執行するために負担した費用については、請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

3 すべての報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給するものとする。

(費用)

第 6 条 役員等がその職務執行にあたって負担した費用については、請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

(公表)

第 7 条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 45 条の 35 第 3 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、評議員会の議決により行うものとする。

附則

この規程は、平成 29 年 6 月 17 日から施行する。

1 令和 2 年 4 月 1 日 第 3 条 4・5 項変更

【別表 1】

役員等の評議員会または理事会出席の報酬

区分	報酬額
評議員会または理事会出席	・ 1 日当たり 10,000 円 源泉所得税（復興特別所得税含む）控除後の金額

※理事が説明のために評議員会に出席した場合もこれにより支給する。

【別表 2】

監事の監査等に係る報酬

区分	報酬額
(1) 監事の監査	・ 1 日当たり 30,000 円 源泉所得税（復興特別所得税含む）控除後の金額
(2) 監査に関連する職務	・ 1 日当たり 30,000 円 源泉所得税（復興特別所得税含む）控除後の金額